

亀山市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を
改正する規則をここに公布する

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第10号

亀山市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一
部を改正する規則

亀山市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則（平成27
年亀山市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項第4号中「500万円」を「300万円」に改め
る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第30条第1項第4号の規定は、この
規則の施行の日以後に締結した契約について適用し、同日前に契
約を締結した契約については、なお従前の例による。